

全Ｌ協保安・業務Ｇ７第１２７号
令和７年９月１８日

正 会 員 各位

（一社）全国ＬＰガス協会

２０２５年度ＬＰガス消費者保安月間の実施について
（お願い）

標記につきまして、経済産業省より別紙のとおり依頼がありました。

本件につきましては、消費者保安対策に焦点を当てた保安啓発活動の推進を図るため、昭和６０年度から毎年１０月１日から１０月３１日を「ＬＰガス消費者保安月間」と定め、実施するものです。

つきましては、別紙の実施要綱をご参照の上、都道府県協会におかれましては、会員に対し、また、直接会員におかれましては、関係者に対し、ＬＰガス消費者保安啓発活動等の推進を図っていただくよう周知徹底並びに効果的な実施のためのご指導方よろしくお願いいたします。

以 上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、國坂

経済産業省

20250908保局第3号

令和7年9月12日

一般社団法人全国LPガス協会 会長 殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

2025年度LPガス消費者保安月間の実施について

平素は、LPガス消費者保安行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当省では昭和60年度から毎年10月をLPガス消費者保安月間として定め、LPガス消費者保安対策に焦点を当てた保安啓発活動を推進してきており、別添のとおり実施要綱を定めたところです。

貴団体におかれましては、以前からLPガス消費者保安啓発の推進に努めてこられたことと存じますが、本年度につきましても、関係団体と協力の上、別添の実施要綱に従ってLPガス消費者保安啓発活動等の推進に努められるようお願いします。

また、貴団体の会員及び他の関係団体に対して、本件実施の趣旨に関する周知徹底を行うとともに、LPガス消費者保安啓発活動等の効果的な実施のため、指導方よろしく願います。

経済産業省

20250908保局第3号

LPガス消費者保安月間実施要綱を次のように定める。

令和7年9月12日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

LPガス消費者保安月間実施要綱

1. 趣旨

経済産業省は、LPガス消費者の安全の一層の確保及び重大事故を撲滅する観点から、令和3年4月にLPガスの安全に向けた取組について定めた「液化石油ガス安全高度化計画2030」を策定し、公表した。本計画は、2030年の死亡事故ゼロに向けた、国、都道府県、第三者機関、LPガス事業者、消費者及び関係事業者等が各々の果たすべき役割を着実に実行するとともに、環境変化を踏まえて迅速に対応することで、各々が共同して安全・安心な社会を実現することを理念目標としている。

近年の事故発生状況を鑑みつつ、安全・安心な社会を実現するため、LPガスの需要が増加し始める10月を「LPガス消費者保安月間」とし、本省、各産業保安監督部等、各都道府県等、高圧ガス保安協会及びLPガス関係団体が一体となって、LPガス販売事業者等に対する更なる注意喚起及び消費者等を対象にした各種の保安啓発活動等を集中的かつ重点的に実施することとする。

2. 実施時期

毎年10月1日から10月31日まで

3. 実施重点項目

以下の点について重点的に実施する。

- (1) 業務用消費者に対して、CO中毒事故防止、燃焼器具の適切な使用方法及び業務用換気警報器の設置促進に重点を置いた周知の徹底を図る。

業務用厨房等において、業務用調理機器を使用する際の機器のメンテナンス不良や換気不足によるCO中毒事故が発生していることから、業務用調理機器の定期的な掃除、メンテナンスや十分な換気の重要性を周知すること。さらに業務用施設等の使用者、所有者に対して業務用換気警報器の設置を促進すること。

- (2) 一般消費者等に対して、LPガス販売事業者等が行っている保安業務の内容及

び消費機器の維持管理方法、CO中毒事故防止対策（CO警報器の設置等）、ガスが漏えいした場合の適切な対処方法を周知する。

- (3) LPガス販売事業者等に起因する事故の防止対策では、供給管・配管の事故防止対策として他工事業者による埋設管破損を防止するため、LPガス販売事業者は、ガス供給設備周辺で他工事の計画がある場合は、確実にLPガス販売事業者に知らせるように一般消費者等に対して周知するとともに、原則として工事の際に立ち会うこと。特に上下水道等の敷地内工事による配管等損傷事故を防ぐため、一般消費者等のみならず、上下水道等の工事関係者に対し積極的な周知を行うこと。
- (4) 高齢者及び一人暮らしの消費者に対してLPガス設備を安全に使用するための保安啓発を行う。
- (5) 災害発生時における保安確保のための具体的な取組について、最新の「LPガス災害対策マニュアル」に基づいた事前の備え・取組を着実に実施すること。

4. 実施事項

- (1) 経済産業省は、関係団体と協力し、保安活動に貢献したLPガス販売事業者等を対象に表彰式を実施する。
- (2) 経済産業省は、LPガス安全委員会（LPガス関係団体等が参加した消費者保安対策の実施団体）に対して、以下の取り組みを通じた保安啓発活動の協力を要請する。
 - ① 業務用LPガス保安ガイド・業務用施設の保安啓発シールの印刷・配布
 - ② 家庭用LPガス保安ガイドの印刷・配布
 - ③ 地震時対応LPガス保安ガイドの印刷・配布
 - ④ 水害時対応保安ガイドの印刷・配布
 - ⑤ 他工事事故対応保安ガイドの印刷・配布
 - ⑥ 保安啓発チラシの印刷・配布
 - ⑦ 保安啓発ポスターの印刷・配布
 - ⑧ LPガス安全委員会ホームページを通じた情報提供
- (3) 経済産業省は、各都道府県等、高圧ガス保安協会及びLPガス関係団体に対して、消費者保安意識の高揚を図るため、各地域においてイベント及びキャンペーン活動等を積極的に実施するとともに相互に協力を行うよう要請する。
- (4) 経済産業省は、LPガス販売事業者等に対して、本保安月間において、安全装置付き器具への交換促進、空き部屋等も含めたリフォーム時及び点検・調査時における回収対象機器の確認、集中監視システムの普及促進等に努めること（集中監視システムについてはサイバーセキュリティの確保に留意しつつ普及に努めること。）を要請する。また、LPガス販売事業者が行う保安業務の内容並びに消費者が行うLPガス設備の維持管理の項目・方法に関する周知を行うことを目

的とした各種保安活動を実施するよう、ＬＰガス関係団体及び各産業保安監督部等を通じて要請する。

なお、経済産業省は、消費者に係る事故を未然に防止する観点から、各種広報媒体を通じ保安啓発活動等を実施する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年9月12日から施行する。
- 2 ＬＰガス消費者保安月間実施要綱（２０２３０９０６保局第１号）は、廃止する。